

資料 3

平成 25 年 5 月 27 日
企 画 部 企 画 課

関越高架下活用についてのこれまでの経緯等について

[本冊子内容]

- ・ 関越高架下活用についてのこれまでの経緯 ······ 1 頁
- ・ (独) 日本高速道路保有・債務返済機構による高架下利用計画策定関連資料
 - ①高架下利用計画等検討会議事概要 ······ 3 頁
 - ②高架下利用計画(案)に対する意見募集結果 ······ 5 頁
 - ③関越自動車道新潟線高架下利用計画(練馬区区間) ······ 11 頁
- ・ 練馬区関越自動車道高架下施設整備基本方針 ······ 17 頁
- ・ 高速道路高架下活用事例 ······ 35 頁

関越高架下活用についてのこれまでの経緯

平成 17 年 9 月 国土交通省道路局長通知(高架道路下の占用について、「抑制の方針」から「適正かつ合理的な利用を図る」へ転換)

平成 17 年 10 月 日本道路公団の分割民営化

- ・ 道路の保有と債務の償還→独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
(以下、「機構」という。)
[道路占用の許可権者]
- ・ 道路の管理運営・建設→東日本高速道路株式会社(NEXCO 東日本)
[道路占用の窓口]

平成 21 年 1 月 国土交通省道路局長通知(「高架道路下の一層の有効活用の推進」を図る)

平成 22 年 1 月 練馬区「活用計画(素案)」を区議会企画総務委員会報告

平成 22 年 3 月 練馬区「活用計画(素案)」住民説明会(2回 101 人)

平成 22 年 11 月 練馬区「活用計画(案)」を区議会企画総務委員会報告。
練馬区「活用計画(案)」住民説明会(1回 158 人)

平成 23 年 1 月 練馬区「活用計画」策定

平成 23 年 2 月 練馬区「活用予定区間環境影響調査(冬季)」実施

平成 23 年 8 月 練馬区「活用予定区間環境影響調査(夏季)」実施

平成 23 年 10 月 練馬区議会「関越高架下活用計画の早期実現」を求める
陳情を採択

平成 24 年 11 月 機構により高架下利用計画等検討会開催

機構により「関越自動車道新潟線高架下利用計画(練馬
区区間)」(案)の意見募集(11月 26 日～12月 10 日)

平成 25 年 1 月 機構により「関越自動車道新潟線高架下利用計画(練馬
区区間)」策定

平成 25 年 2 月 「関越自動車道高架下施設整備基本方針(案)」を区議会企
画総務委員会報告

平成 25 年 3 月 関越自動車道高架下施設整備についての住民説明会(1回
183 人)

「関越自動車道高架下施設整備基本方針」策定

高架下利用計画等検討会議事概要

1. 日 時 平成24年11月22日(木) 10:00~11:10

2. 場 所 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 会議室

3. 検討会の概要

事務局より、関越自動車道新潟線高架下利用計画（練馬区区間）（案）について、これまでの経緯等を紹介後、計画案の説明を行った。

(1) 経緯等については、次のとおり。

- ・高速道路の高架下の利用計画の策定については、道路管理上支障がないことを確認した上で、これまでも、公共的・公益的な利用を優先している。
- ・こうした考えに立ち、地方公共団体が、まちづくりの観点から、高架下を公共の用に供したいという計画を提出した場合、それに基づく高架下利用計画案を作成し、検討会の審議をお願いしている。
- ・今回、練馬区から同区の関越自動車道高架下活用計画について、高架下利用計画の策定の要望があった。なお、本活用計画に関しては、同区議会においてこれを基本として高架下の有効活用の早期の推進を求める陳情が採択されたと聞いている。
- ・平成21年1月26日国道利第19号国土交通省道路局路政課長通知では、都市分断の防止又は空地確保を目的に道路を高架構造とした場合には占用の対象としないとされている。昭和41年1月8日付東京都知事から日本道路公団總裁あて文書(40建建路収第654号の4)には「盛土構造による道路は、将来両側の沿道区域の土地利用及び発展を阻害する恐れがあるので、やむをえない場合のほか、高架構造道路とすること。」とあり、本道路を高架構造とした目的について、種々調査したが、都市分断の防止、空地の確保であるとの確認はできなかった。このため、同通知を発出した国土交通省に確認の上、都市分断の防止や空地確保の必要性について、練馬区の現時点での意向を踏まえて対応することとし、以下のとおりその回答を得たことから、本道路の高架下利用計画案を作成した。

①当該区間の往来は、区道や側道により南北、東西方向ともに十分可能であり、周辺に緑地、小・中学校、予定区間に沿って側道、歩道、緑地帯があり、オープンスペースが充分に確保されていること。

②練馬区が策定した関越自動車道高架下活用計画は、現在閉鎖されている空間に交流の場を創出することにより沿道地域の連続性を高めるものであること、また、オープンスペースとしての活用、全計画区間にわたる歩行者用空間の整備のほか、建物用地についても建ぺい率は周辺より低くなる見込みであることから、都市分断や空地確保に留意した計画であること。

- ・当該区間の耐震補強工事は、平成7年の国土交通省の技術基準に則って、平成9~11年にかけて実施されており、昨年の東日本大震災においても、損傷は見られなかった。
- ・周辺環境について、練馬区は、関越自動車道高架下の活用にあたり、関越自動車道高架下活用区間環境調査を実施したと聞いている。これによれば、騒音・振動・大気汚染・通風・交通量については、現況において環境基準等を下回っており、施設整備後においても環境の変化はほとんどないとされている。

- ・東日本高速道路株式会社から、当該高架下を道路管理のために使用する予定はなく、また、当該高架下区間の利用については道路管理上支障がないとの見解を得ている。

(2) 委員からの主な意見は、次のとおり。

- ・現状、当該高架下はすべてフェンスで囲われていることから、地域の方々の高齢者センター、リサイクルセンター、スポーツ施設、地域交流スペース、町会倉庫というような形で、地域の方々が活用する公共的な空間、交流スペースになることで、分断というよりも地域の核になるとを考えている。
- ・当該高架下に区道が複数横断し、周辺に公園、学校、側道、歩道、緑地帯が整備されていること、周辺の土地利用状況を踏まえ、練馬区の関越自動車道高架下活用計画に基づく本計画案の具体的な内容については、問題ないものと考えられる。
- ・今後想定される占用申請においては、周辺地域と調和し、交流促進の中心的な役割を担う、地域の核となっていくような施設整備が実現するよう、練馬区において、十分な検討を行い、関係機関との調整をお願いしたい。

(3) 検討会において、関越自動車道新潟線高架下利用計画（練馬区区間）（案）については、了承された。

なお、本件については、パブリックコメントを速やかに実施することを報告した。

以上

高架下利用計画(案)に対する意見募集結果について

このほど、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、関越自動車道新潟線高架下利用計画（練馬区区間）（案）について意見募集を行ったところ、234件のご意見をいただきました。意見募集にご協力いただきました皆様、誠にありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見の概要とご意見に対する見解は、次のとおりです。

なお、関越自動車道新潟線高架下利用計画（練馬区区間）については、平成25年1月18日に当機構において策定いたしました。

○意見募集期間及び意見提出方法

意見募集期間：平成24年11月26日（月）～12月10日（月）

意見提出方法：当機構意見募集ホームページ、郵送

○ご意見の受付結果

提出していただいたご意見の件数 234件（ホームページ54件、郵送180件）

○ご意見の概要及びご意見に対する見解

別紙をご覧ください。

ご意見の概要	ご意見についての見解
<p>計画における利用用途について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○練馬区の高架下活用計画は、住民が交流の場として利用できる公共施設を整備するものであり、住民の多くが早期実現を望むものであるので、計画を早期に策定してほしい。 ○当地域は、国土交通省通達がいう賑わい創出、活性化に該当しない地域であり、通過交通を遮断して、緑地をより活かすなど、人が安心して行動できるような計画にすべき。 ○商業・業務地区でもない地域における長大施設の計画は常軌を逸している。 ○首都直下型地震などの可能性が指摘されている中で、高架下を拠点とした街づくりをすべきではない。 ○当該地域での高架下公共利用は、常時人が使うのではない場所として、防災資材倉庫、備蓄倉庫、その他の公共の資材置き場や瓦礫廃棄物の滞留場等にすべき。 ○建築物は、平屋の仮設建築物程度にすべき。 ○民間の倉庫や配送所などを高架下に移転させ、空いた土地に福祉施設などを造るべき。 ○子供の体育関係設備、自動車・自転車置き場、町内会の物置、若者の活動に利用できる施設、ドッグランが良い。 ○農産物や手作り品、リサイクル品のフリーマーケットを開設する場にしてはどうか。 ○高架下はそのまま空けておくか、花でも植えるべき。 ○太陽光パネル設置や壁面緑化などを用いた環境学習ができないことから、リサイクルセンター建設に反対。 ○高齢者センターは、充分な日当たり、換気が欲しいが、高架下では常に照明やエアコンが必要となるため、省エネ・費用の観点からも施設を造ることは反対。 ○大量の車が通り、事故も起こる高速道路高架下に人間が集う施設を造ることは、危険性、不快感、精神面への圧迫感で問題がある。 ○高架下の北側は、日当たりが悪く、道路に傾斜があり、冬期に凍結しやすいうことから車のスリップや転倒事故が予想されるため、高齢者センターには不適当。 ○橋脚が太く大きいため、見通しが悪く、事故が絶えない場所であることから、側道を横断して高齢者センターを利用するのは危険である。 ○計画は、沿道住民にとって、南北の分断、建物建設による見通し、風通し、日当たりの悪化という問題がある。 ○高齢者センターは、交通量の多い大泉学園通りの信号や危険な横断歩道を通らなければならぬ場所である。 ○通学路である側道は、現在でも夜間人通りが少なく不 	<p>道路の高架下の利用は、道路管理上支障がないことを確認した上で、公共的・公益的利用を優先することとしています。こうした考え方により、練馬区が決定した関越自動車道高架下活用計画に基づき、本道路の高架下利用計画(案)を作成したものです。</p> <p>なお、同活用計画に関しては、練馬区議会において、これを基本として高架下の有効活用の早期の推進を求める陳情が採択されたと聞いております。</p> <p>また、計画の具体化に当たって必要な対策については、道路占用許可申請者において十分な検討がなされるべきものと考えます。</p>

ご意見の概要	ご意見についての見解
<p>審者情報が多いなど女性・子供の安全に危惧があるのに、小学校至近の倉庫などの長大建造物の計画は、見通しの悪化を招き、防犯面や交通事故の危険を高める。</p> <p>○高齢者施設が橋脚の間を縫うような形でつながる横長な建物となることから、利用に不便。</p>	
<p>騒音・振動・大気汚染・通風・交通量について</p> <p>○高速道路の高架下は、振動、騒音、大気汚染、低周波などの影響で、高齢者や子供たちの、さらには業務従事者が働く施設を設置する環境ではない。</p> <p>○「兵庫県道高速湾岸線高架下利用計画」では、振動の懸念から医療施設を利用用途から除外しており、子供や親が使う施設を高架下につくるのには抵抗がある。</p> <p>○建造物建設は、風通しを妨げる。このため、排気ガスが溜まり、側道住民の喘息、気管支炎が一層進み、以上の健康への悪影響が心配。また、温暖化、ヒートアイランド現象の原因となるので反対。</p> <p>○高架下に施設を建設することは、環境負荷と交通量の増大、強風時の吹き抜けを招き、交通渋滞、事故につながるので反対。</p>	<p>練馬区は、関越自動車道高架下の活用に当たり、関越自動車道高架下活用区間環境調査を実施したと聞いております。これによれば、騒音・振動・大気汚染・通風・交通量について、現況において環境基準等を下回っており、施設整備後においても環境の変化はほとんどないとされています。</p> <p>また、低周波については、東日本高速道路株式会社が調査を行っており、高速道路による周辺への影響は認められなかったと聞いております。</p>
<p>高架下の安全性確保について</p> <p>○老朽化した高架道路は、阪神淡路地震の補強では100%安全と言えず、大きな地震に耐えうるとは思えないことから、高齢者の集う施設を高架下に造ることは反対。</p> <p>○災害時の高架下の安全性が確保できていないため、倉庫内の防災用具を利用できるか疑問。センターも、避難施設としては利用できない。</p> <p>○地震、台風、豪雨などの自然災害時に、橋桁や防音壁等が壊れる危険のある高架下に施設を造るのは、防災、減災に逆行する。</p> <p>○高架下にセンター施設を設置すると、今後必要とされる高速道路の点検や維持修繕に支障をきたし、落下物や側道通行制限など周辺への影響も懸念される。</p> <p>○高架上から雨水が溢れたり、側溝に雨水がたまつたままで不潔なところもあるため、高齢者センターには不向き。</p> <p>○計画地は、東日本大震災時、橋脚にヒビ、コンクリート片剥落、防音壁のネジ部亀裂が生じた。老朽化し、メンテナンスが不十分であるので、施設建設は非常識で、徹底して道路を補修してほしい。</p> <p>○笹子トンネル天井崩落事故を考えても、今まで点検し安全だと考えられていた場所でも想定外の事故は起こり得るため、この老朽化した高架下に人の集まる施設を造ることは、危険であり断固反対。</p>	<p>当該高架下の安全性確保について、東日本高速道路株式会社から次のように聞いております。</p> <p>①当該区間の耐震補強工事は、国土交通省の技術基準に則って実施され、平成24年に改訂された同基準で想定されている地震動に対する耐震性能を有しており、東日本大震災においても、損傷はみられなかった。</p> <p>②目視点検を年1回、たたき点検、指触点検などによる詳細な全体点検を5年に1回の頻度で実施し、必要な補修を行っている。なお、当該高架橋に大規模な補修工事は必要ない。</p> <p>③必要な落下物対策については、道路占用許可申請者と協議のうえ、講ずる予定である。</p>

ご意見の概要	ご意見についての見解
<p>○10億円を超える税金で施設を造っても、関越の老朽化対策のために撤去させられる可能性が高く、撤去にまた税金を使うのは無駄遣いである。</p>	
<p>都市分断・空地確保について</p> <p>○関越道は、南北の分断を避け、風通しをよくし、災害時に避難できるようにするために、土盛り方式をやめて高架にした経緯があり、東京都知事と道路公団の間で約束文書があることから、計画案には反対。</p> <p>○国土交通省の占用許可基準通達は、大泉高架部のような「地域分断回避」の高架下は占用対象外と明記しているから、本計画は法令・規則に違反している。</p>	<p>平成21年1月26日国道利第19号国土交通省道路局路政課長通知では、都市分断の防止又は空地確保を目的に道路を高架構造とした場合には占用の対象としないとされています。</p> <p>昭和41年1月8日付東京都知事から日本道路公団總裁あて文書(40建建路收第654号の4)には「盛土構造による道路は、将来両側の沿道区域の土地利用及び発展を阻害する恐れがあるので、やむをえない場合のほか、高架構造道路とすること。」とあり、本道路を高架構造とした目的について、種々調査しましたが、都市分断の防止、空地の確保であるとの確認はできませんでした。このため、同通知を発出した国土交通省に確認の上、都市分断の防止や空地確保の必要性について、練馬区の現時点での意向を踏まえて対応することとし、以下のとおりの回答を得たことから、本道路の高架下利用計画(案)を作成いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該区間の往来は、区道や側道により南北、東西方向ともに十分可能であり、周辺に緑地、小・中学校、予定区間に沿って側道、歩道、緑地帯があり、オープンスペースが充分に確保されていること。 ②練馬区が策定した関越自動車道高架下活用計画は、現在閉鎖されている空間に交流の場を創出することにより沿道地域の連続性を高めるものであること、また、オープンスペースとしての活用、全計画区間にわたる歩行者用空間の整備のほか、建物用地についても建ぺい率は周辺より低くなる見込みであることから、都市分断や空地確保に留意した計画であること。
<p>無余地性について</p> <p>○大泉地域は、既存の公共施設の統廃合により転用可能な跡地や農地の転用地があるため、計画は、国土交通省通達にある、他に余地がなくやむを得ないという条件に反する。</p> <p>○練馬区には、環境の良い高齢者センターに相応しい土地がまだある。</p>	<p>練馬区が決定した関越自動車道高架下活用計画は、練馬区西北地区の地域交流拠点として活性化、利便性の向上を目的とする一的な施設配置を、高架下を活用して行うものであり、これに適した一団の土地は同地以外にないと練馬区から聞いております。</p>

ご意見の概要	ご意見についての見解
<ul style="list-style-type: none"> ○都営大泉団地の一角や大泉北小学校前が適切。 ○高齢者センターについては、すぐ近くに敬老館があることから必要ない。 ○高齢者施設は、幼児、高齢者が互いを思いやれるよう、保育園の隣の日当たりの良い場所に考えてほしい。 	
<p>当機構の手続について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○意見募集・資料の周知方法がホームページのみ、意見送付方法がホームページ・郵送のみであるのは、不親切。 ○地元住民が審査に関与、意向を反映する機会がないのは、不平等であり、計画案は容認できない。 ○高速道路関係者は、計画案の対応方針を住民説明会で説明する責任がある。 ○意見募集時期、2週間という期間は許容できない。 ○他の専門家の意見も参考にしてほしい。 	<p>意見募集の方法等については、参考意見として承ります。</p> <p>なお、関越自動車道新潟線高架下利用計画(練馬区区間)の内容については、当機構のホームページに掲載することとしておりますので、ご参考にしていただければと思います。</p>

当機構の高架下利用計画(案)とは直接関係するものではありませんが、次のようなご意見をいただきましたので掲載させていただきます。

<ul style="list-style-type: none"> ○練馬区は区議会議決が成ったとして建設強行をいうが、区民は議会にすべてを白紙委任しているのではない。多くの地域住民は計画を知らないし、行政は周知の努力をしない。横暴といわざるを得ない。 ○練馬区は、計画を進めるに当たり、説明会も2度で打切りにし、町内会長など地元有力者を利用し、住民の意見を聴取したごとく取り繕っている。住民の参加システムを構築し、住民合意をもとに、改めて計画推進を図ってほしい。 ○NEXCO 東日本と関越自動車道沿線環境向上協議会との協議の歴史を踏みにじって、徹底的な不透明・不誠実な対応をしたもので、そのような手続きの産物である計画案は容認できない。 ○地代がタダであることに飛びつく区の考え方は、情けなく、誤っているものだ。 ○全ての高速道の補強・震災への備えを行うことが最優先で、高架下の施設を造っている場合ではない。 ○施設に10億円もかけるのであれば、障害者施策をもっと充実するべきである。 ○東日本大震災、笹子トンネル天井板崩落事故が発生した現況では、高架下の利用には、国土交通省の高架下の安全性・利用可能基準の見直しそのものが必要である。 ○老朽化を放置する一方でみかけの経済性のみによって高架下を開放する国土交通省方針は、近視眼的で無責任である。 ○区民の町会加入率は40%でしかないが、区の最北部にある高架下に防災用具を置いた倉庫を造って民主的な税金の使い方と言えるだろうか。

関越自動車道新潟線高架下利用計画(練馬区区間)

1 計画概要

本件は、関越自動車道新潟線の練馬区区間の約1.0kmについて、高架下利用計画を策定するものである。

2 土地利用の特徴

当該区間は、練馬区の北西部にあり、西武池袋線大泉学園駅から北東に約1.5km付近に位置し、関越自動車道新潟線が南東から北西方向に向けて市街化区域を通過している。

当該区間の高架下の土地は、第1種中高層住居専用地域(西端部分のみ近隣商業地域)に指定されている。周辺の土地利用状況は、住宅、店舗、公園および学校となっている。

また、当該高架下区間には、当該区間に沿って、側道とともに歩道(幅員4m程度)・緑地帯が整備されており、それらに隣接する公共施設として「こぐれの森緑地(約6,000m²)」「大泉北小学校(約13,000m²)」がある。
交通面では、当該高架下を、練馬主要区道57号線をはじめ南北方向に抜ける道路と、練馬区道32—505号線をはじめ東西方向に走る側道が、それぞれ整備されており、南北方向、東西方向とも充分な往来が可能なようになっている。また、都市計画道路補助第135号線(大泉学園通り)が当該区間の西側で接しており、最寄駅である大泉学園駅からのバス路線が走っている。

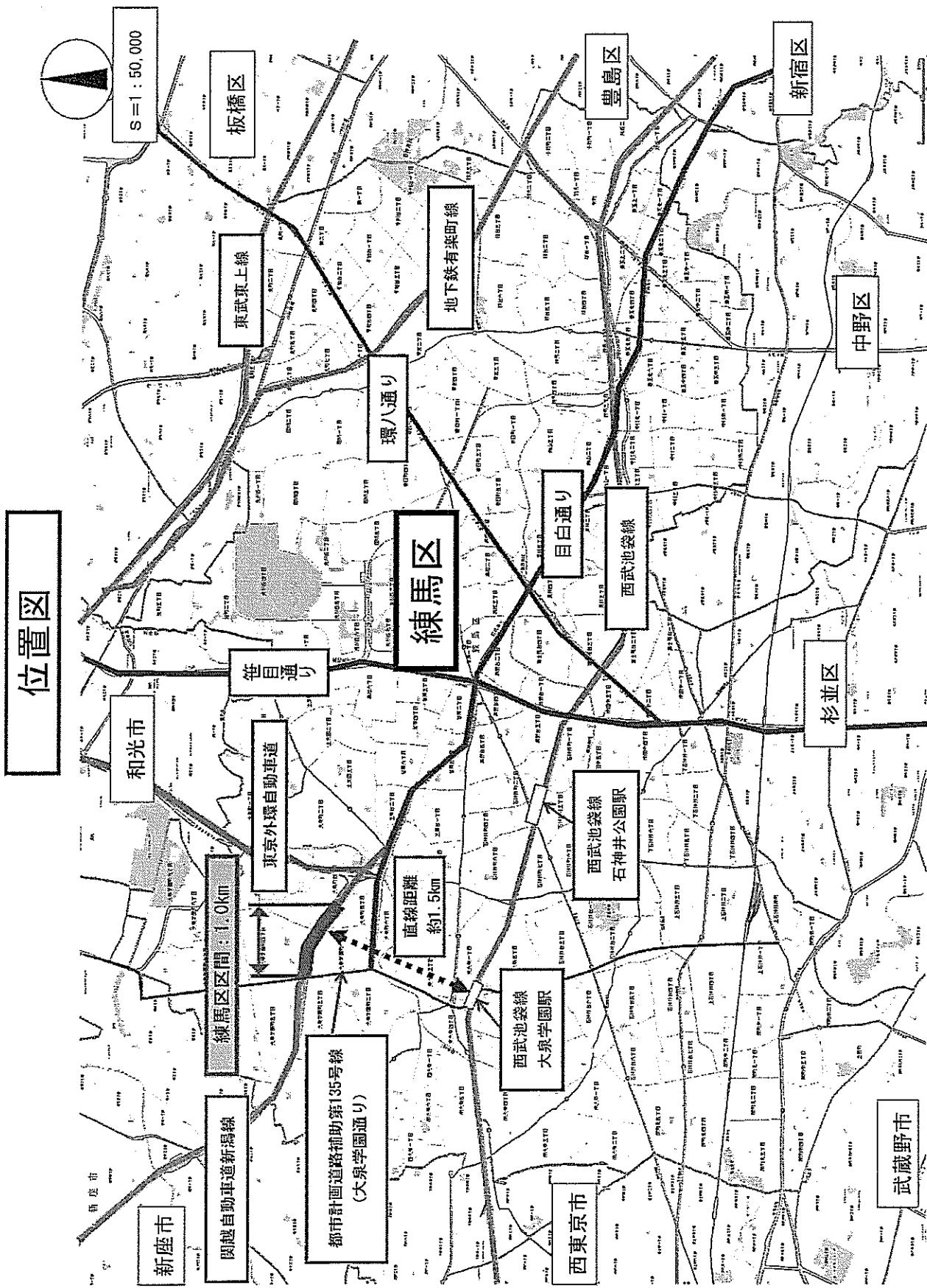
3 利用計画

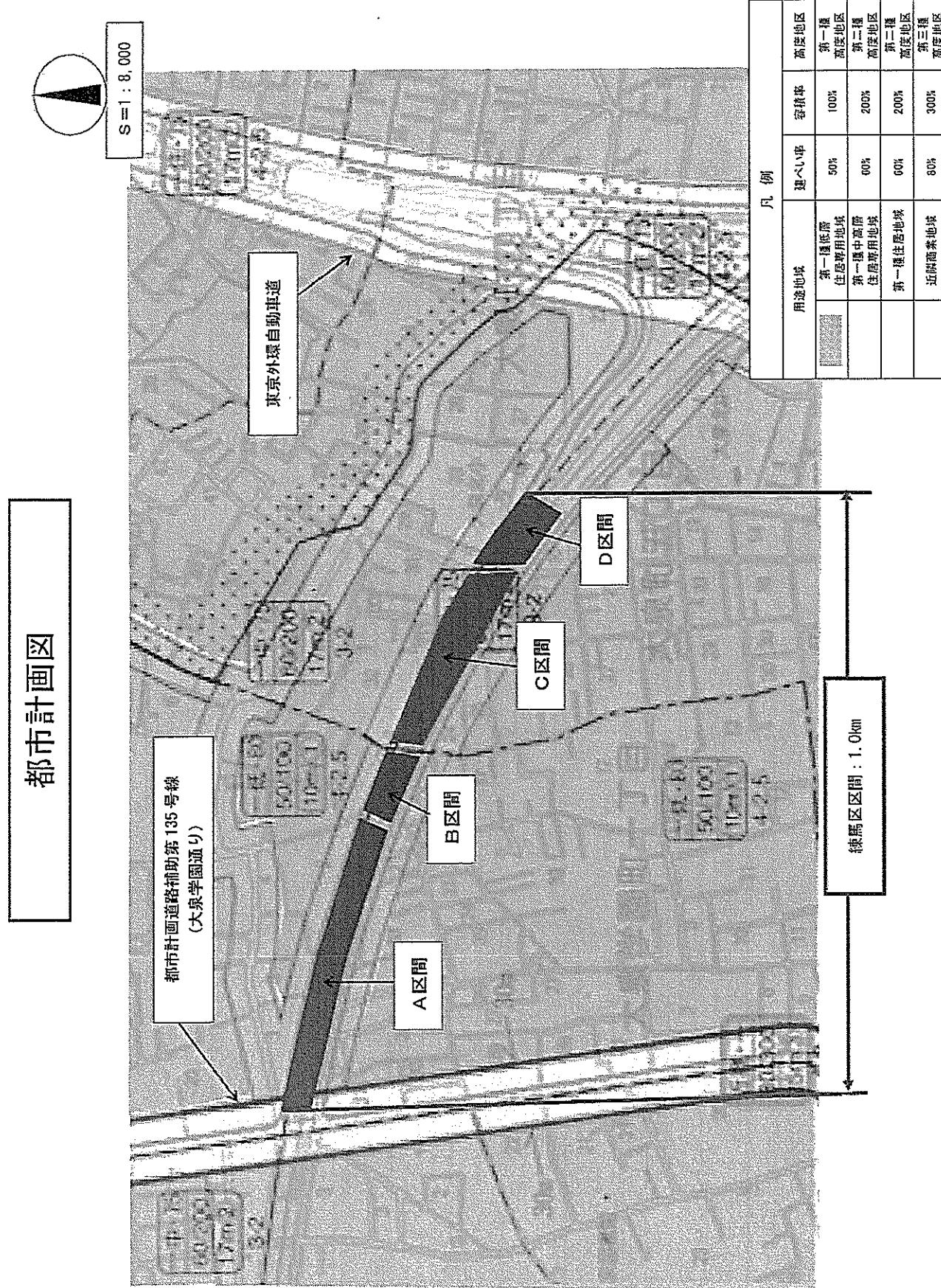
- (1) 高架下利用部分の選定
利用可能箇所図のとおり
- (2) 利用用途の決定

練馬区の「関越自動車道高架下活用計画」に基づき、別表のとおり利用用途を決定するものとする。

關越自動車道新潟線高架下利用計画（総馬区間）

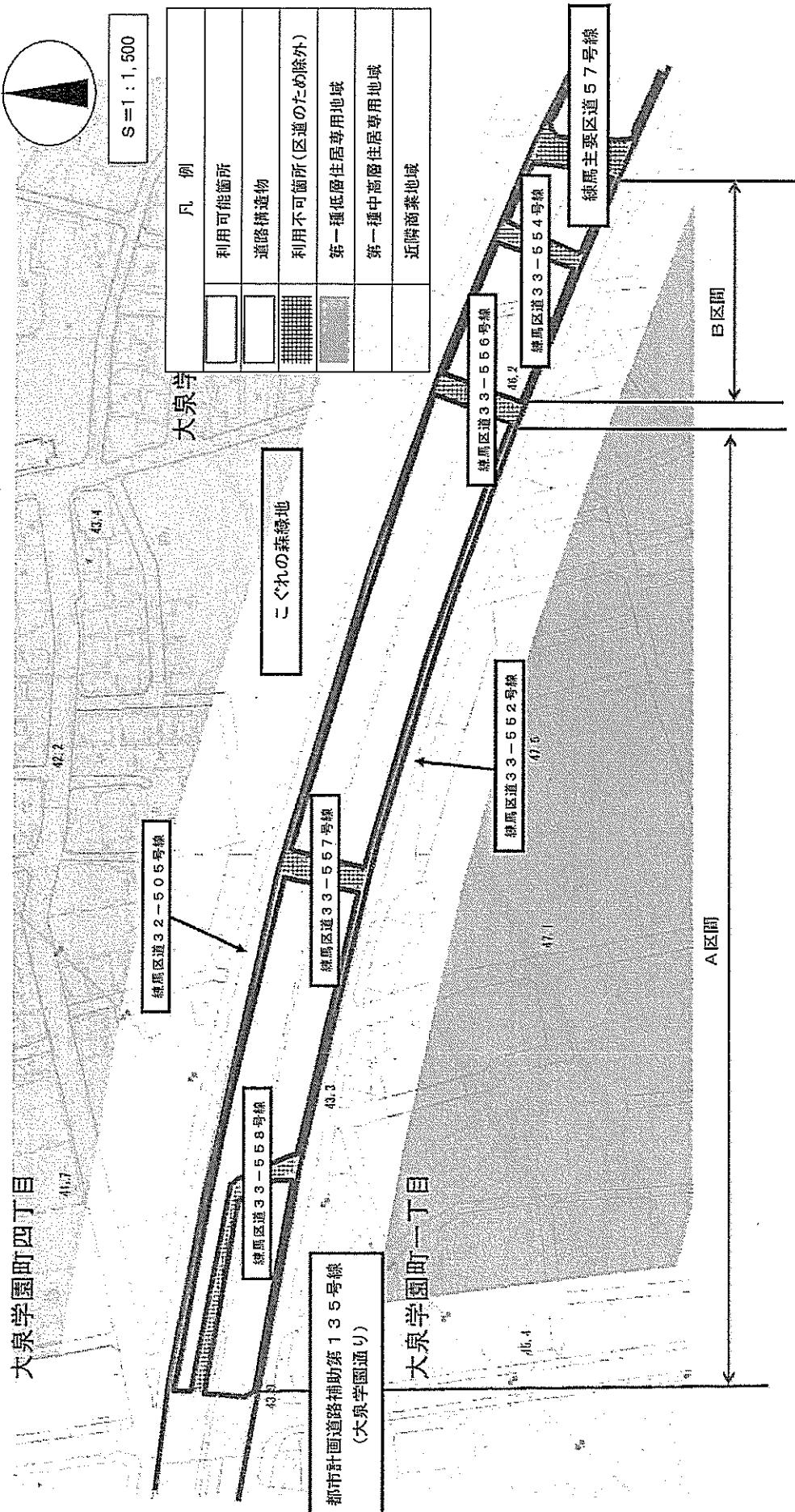
位置図





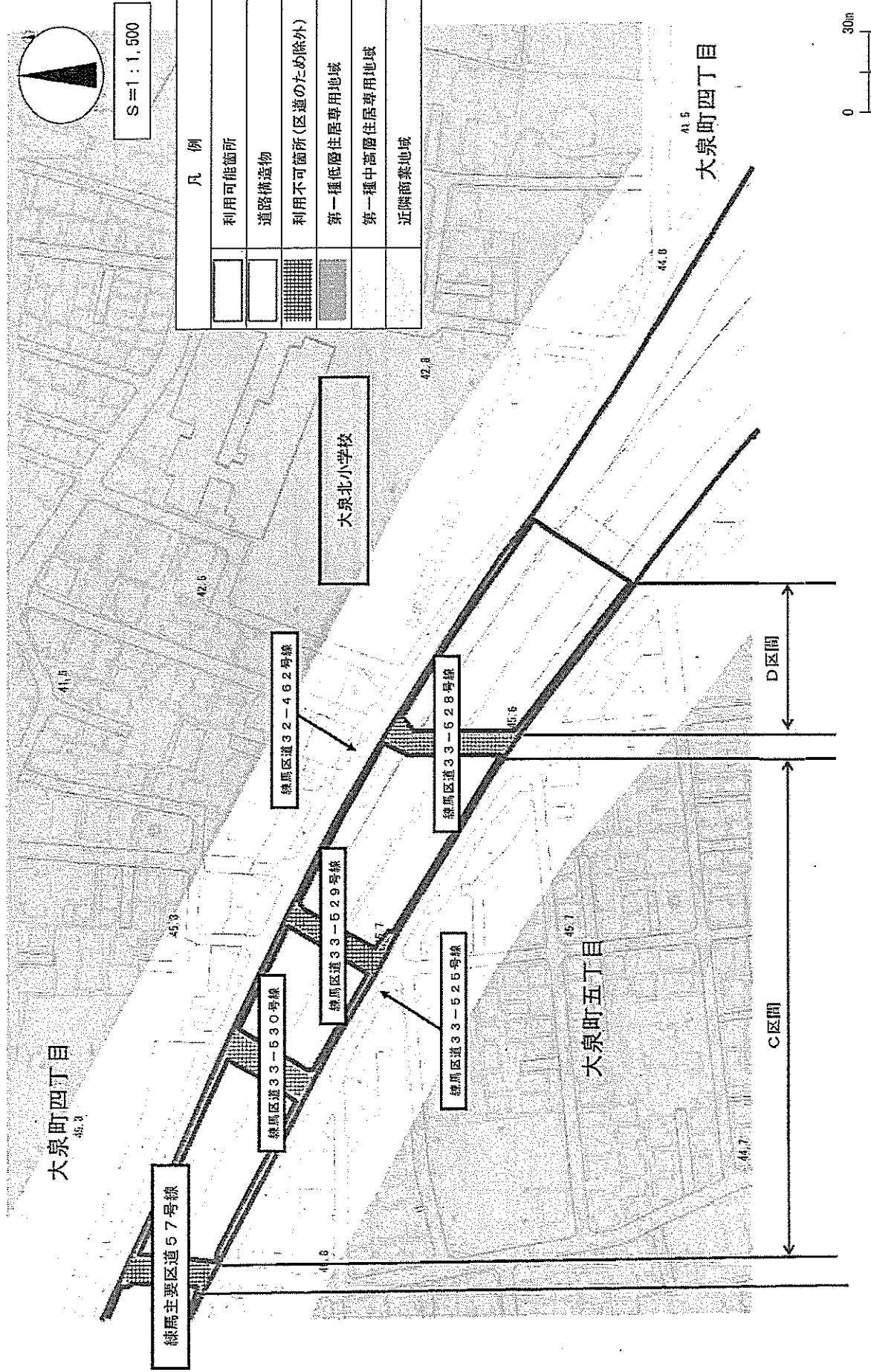
高架下利用可能箇所図

【練馬区区間 1/2】



【練馬区区間 2/2】

高架下利用可能箇所図



関越自動車道高架下 施設整備基本方針

平成25年3月

練馬区

目 次

I 経緯および目的	1
II 活用予定区間の概要	1
III 整備を予定している施設の配置計画	2
IV 施設整備の基本的考え方	4
V 施設整備にあたっての留意事項	4
VI 各施設の具体的内容	
A区画 高齢者センター	6
B区画 リサイクルセンター（道路公園管理事務所併設）	8
C・D・H区画 倉庫	10
E・F区画 スポーツ関連スペース	11
G区画 地域交流スペース	12
全区画 歩行空間	13
VII 施設運営にあたっての留意事項	14
VIII 整備スケジュール	14

I 経緯および目的

国は、高架の道路下の占用許可のあり方について、平成 17 年および 21 年に通達を発出し、従来の「抑制の方針」から、まちづくり・賑わい創出などの観点から「有効活用を推進する方針」へと転換した。

これを踏まえ、区では「関越自動車道高架下」空間について、「区民が利用する可能性のある貴重な空間」として位置づけ、当該空間の有効活用を積極的に行うことにより、区民生活の向上と地域の活性化を図ることを目的として、「関越自動車道高架下活用計画」を定めた。

平成 25 年 1 月 18 日、道路保有者である日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」という。）は、区の「活用計画」を踏まえ、当該空間にかかる「利用計画」を決定した。

この「関越自動車道高架下施設整備基本方針」（以下、「整備基本方針」という。）は、機構が定めた「利用計画」に基づき、当該空間に整備を予定している施設の整備内容や運営についての基本的な考え方をまとめたものである。

今後は、区民・施設利用者の意見を聞きながら、本方針に基づいた施設整備を進めるものとする。

II 活用予定区間の概要

1 活用予定区間

大泉ジャンクションから学園通りまでの延長 1 km の区間（大泉町四・五丁目、大泉学園町一・三・四・五丁目にかかる地域）。

2 活用予定区間の現状

当該高架下区間は、南北方向に抜ける道路と東西方向に走る側道が整備されており、南北方向、東西方向とも充分な往来が可能である。都市計画道路補助 135 号が当該区間の西側で接しており、最寄駅である大泉学園駅からのバス路線が走っている。

用途地域は、ほぼ全域が「第一種中高層住居専用地域」であり、大泉学園通りに接する一部のみ「近隣商業地域」である。

3 周辺土地利用状況

区の施設として「こぐれの森緑地」「大泉北小学校」がありそれ以外は基本的に住宅地である。

また、活用区間周辺には路側帯・公園等を含め、約 18,000 m²の緑地が整備されている。



III 整備を予定している施設の配置計画

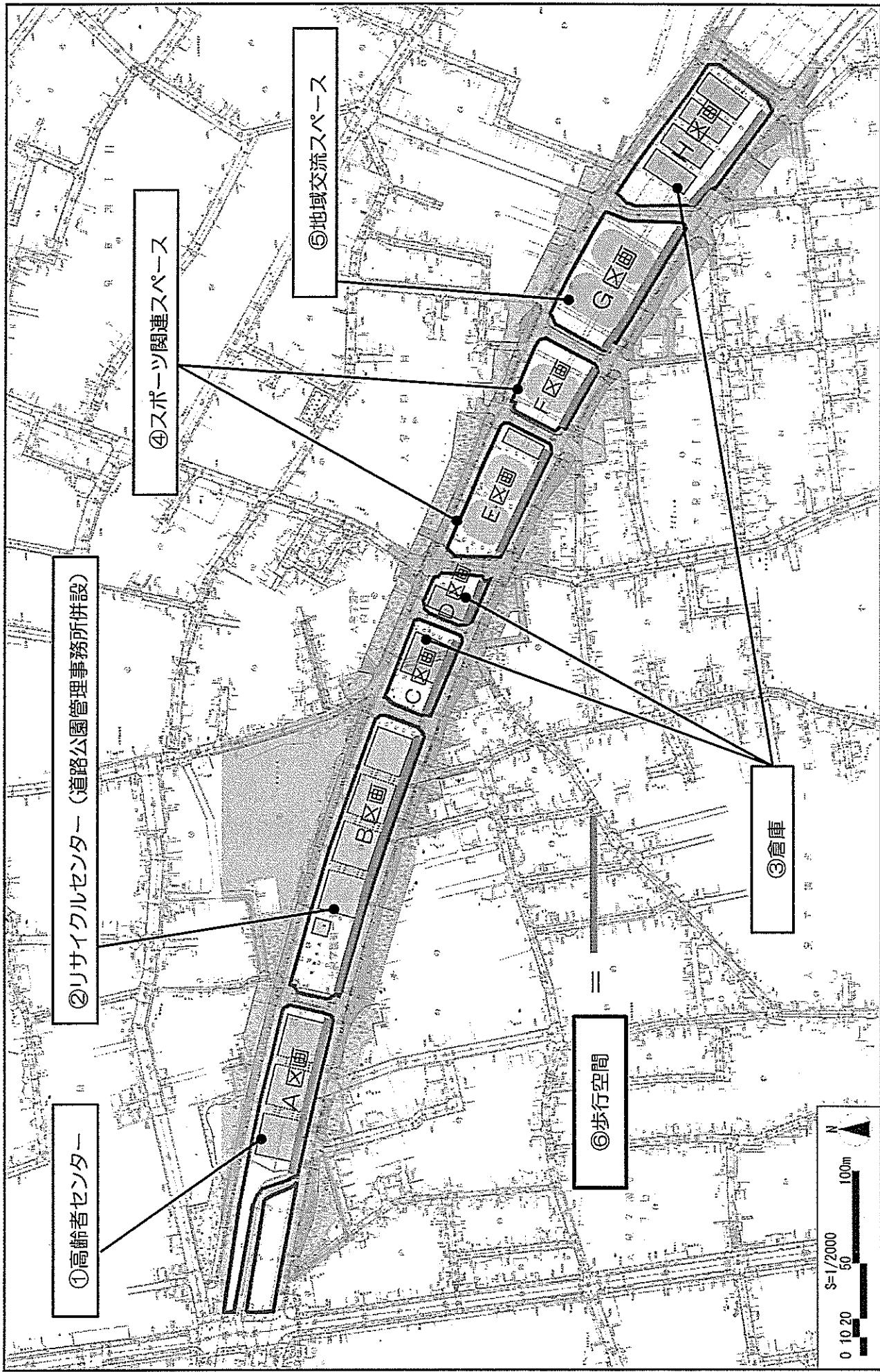
1 整備施設選定の考え方

- ①区の長期計画に掲げる施設で、大泉地区に整備することとしている施設
- ②必要性の高い施設で、大泉地区に整備することが望まれる施設
- ③地域の活性化に役立つ施設

2 整備を予定している施設

- ①高齢者センター
- ②リサイクルセンター（道路公園管理事務所併設）
- ③倉庫（区内の町会、自治会用など）
- ④スポーツ関連スペース
- ⑤地域交流スペース
- ⑥歩行空間

3・施設配図



IV 施設整備の基本的考え方

- 1 地域住民をはじめ区民の交流の場にふさわしい機能・利便性を備え、活用空間全体が、地域の新たなシンボルとして区民に親しまれる施設整備をめざす。
- 2 高架下空間を活用して複数の区立施設を整備するという特徴を踏まえ、全体として統一されたデザイン、意匠性を持ち、周辺環境と調和のとれた良好な景観の創出に努めるとともに、周辺の住環境へ配慮して施設整備を行う。
- 3 高架下の占用にかかる法令や国土交通省通達（平成21年1月26日国道利17号国土交通省道路局長、同日国道利第19号国土交通省道路局路政課長）に準拠した施設整備とする。

V 施設整備にあたっての留意事項

- 1 周辺の住環境への配慮
 - (1) 整備する建築物はすべて平屋建てとともに、高架道路から適切な離間距離を取り、通風などの確保に配慮する。
- 2 安全、安心な施設
 - (1) 耐震性、耐火性を確保し、災害に強い施設とする。
 - (2) 敷地内や建物内および外部からの見通しを可能な限り確保した上で、建物・周辺環境の防犯に配慮した施設とする。
 - (3) 施設利用者や歩行者・通行車両等の交通安全に配慮した施設とする。
- 3 環境に配慮した施設
 - (1) 省エネルギー機器の導入などにより環境負荷の低減に努める。
 - (2) 建物周辺の緑化など、多様な緑化に努める。
- 4 バリアフリー化の推進
 - (1) 「練馬区福祉のまちづくり条例」に則し、だれもが利用しやすいようにバリアフリー化を推進する。
- 5 高架下空間の特殊性への配慮
 - (1) 道路管理者と協議の上、高速道路の維持管理に配慮した施設とともに、必要に応じて落下物対策を講じる。
 - (2) 建築基準法等各種法令に従った施設整備を行う。

- (3) 騒音、振動を軽減し、区民が快適に利用できる施設とする。
- (4) 高架下での工事の特性を踏まえ、構造・工法の工夫を行う。

6 区民意見の聴取

- (1) 施設整備にあたっては、区民・利用者にとってより良い施設とするため、地域住民・利用者等で構成する施設建設懇談会を設置し、当該懇談会の意見を踏まえて検討する。
- (2) 施設整備の節目では、説明会を開催するなど、区民の意見を聴取する機会を設ける。

VII 各施設の具体的内容

A区画 高齢者センター

1 施設概略

区内在住の60歳以上の方を対象に介護予防、健康の増進、教養の向上、レクリエーションなどの事業や場所の提供をする、「老人福祉法に規定する老人福祉センター（A型）」に該当する施設。

「大泉地区」を主な対象地域とし、「60歳以上の者」または「60歳以上の者を構成員とする団体」が主な施設利用者となる。

※同様施設の区内の設置状況

地区	施設名称	所在地	平成23年度 利用人数
練馬地区	豊玉高齢者センター	豊玉中3-3-12	35,414人
光が丘地区	光が丘高齢者センター	光が丘2-9-6 (光が丘区民センター内)	75,142人
石神井地区	関高齢者センター	関町北1-7-2 (関区民センター内)	32,940人

2 施設整備内容

(1)延床面積

約1,200m²

高架橋脚により区切られた3つの区画に、機能別に施設を配置し、各区画を「渡り廊下」等でつなぐ方式を想定している。

(2)各諸室の利用用途・面積・主な設備仕様

①入浴・運動機能

利用用途	想定面積	仕様、設備	備考
浴室	90 m ²	男女浴室、脱衣室	
トレーニングルーム	90 m ²		
リラックスコーナー	40 m ²	マッサージ機等	

②展示・相談・情報発信収集機能

利用用途	想定面積	仕様、設備	備考
事務室	40m ²		
相談室	20m ²	2室	
パソコンコーナー	30 m ²	PC 端末	
図書コーナー	20 m ²		
展示スペース	20 m ²		

③娯楽・学習機能

利用用途	想定面積	仕様、設備	備考
娯楽室	40 m ²		
集会室	80 m ²	2室 プロジェクター	囲碁、将棋、麻雀、カラオケ、ダンス、絵画、映画鑑賞等に利用
調理実習室	40 m ²	調理台 (IH) 電子レンジ等	

(3)その他の施設整備

駐車場 5台

駐輪場 50台

3 施設の利用・管理

施設の利用は、基本的には予約不要で、利用料金は無料。ただし、団体が諸室を占用して利用する場合には事前予約が必要となる。

利用人数は、年間 35,000 人程度と想定している。

施設運営にあたっては、「指定管理者制度」の導入を予定している。

B区画 リサイクルセンター（道路公園管理事務所併設）

1 施設概略

地域のリサイクル活動の普及促進を図り、環境学習活動の中心施設として、環境・リサイクルに関する展示、家庭で不用となった家具・生活用品などの販売や提供、図書の貸し出し、学習会やイベントの実施などの事業を行う施設。「大泉地区」を主な対象地域とする。

当該区内に、「水防時対策拠点」として、水防用品等の格納と、対策時の職員活動拠点として活用する「道路公園管理事務所」を併設する。

※同様施設の区内の設置状況

地区	施設名称	所在地	平成23年度 利用人数
練馬地区	豊玉リサイクルセンター	豊玉上2-22-15	10,222人
光が丘地区	春日町リサイクルセンター	春日町2-14-16	38,318人
石神井地区	関町リサイクルセンター	関町北1-7-14	29,561人

2 施設整備内容

(1)延床面積

1,200～1,600m²

高架橋脚により区切られた3あるいは4の区画に、機能別に施設を配置し、各区画を「渡り廊下」等でつなぐ方式を想定している。

(2)各諸室の利用用途・面積・主な設備仕様

①展示機能

用途	想定面積	仕様・設備	備考
展示室	100m ²		リサイクル家具等展示販売
コミュニティースペース	100m ²	パネル展示設備	
倉庫（家具等保管用）	50m ²		

②学習機能

用途	想定面積	仕様・設備	備考
リサイクル工房	90m ²	大型スクリーン、プロジェクター等 給湯設備、調理用機器	各種講座等に 利用
情報コーナー	50m ²	書架、PC端末	
事務室	50m ²		
作業室	30m ²		

③活動機能

用途	想定面積	仕様・設備	備考
会議室1・2	80m ²	防音可動パーティション	

④道路公園管理事務所機能

用途	想定面積	仕様・設備	備考
職員待機事務所	100m ²		
倉庫（水防用品保管用）	220m ²		

(3)その他の施設整備

駐車場 5台（リサイクルセンター3台・道路公園管理事務所2台）

※ それぞれ2t車の利用あり

駐輪場 30台

3 施設の利用・管理

(1)リサイクルセンター

施設の利用は、基本的には予約不要で、利用料金は無料。ただし、会議室を利用する場合には事前予約が必要となるとともに、使用料を徴収する。

利用人数は、年間延べ35,000人程度と想定している。（リサイクル家具等購入 27,000人、講座等参加 4,000人、会議室利用 4,000人程度）

施設運営にあたっては、「指定管理者制度」の導入を予定している。

(2)道路公園管理事務所

主に水防態勢時の利用となり、10名程度の区職員が利用する。

C・D・H区画 倉庫

1 施設概略

区内の町会・自治会等地域団体が所有するイベント用の資器材や各種防災用資器材などを収納する倉庫。

2 施設整備内容

(1)延床面積

約1, 400m²

高架橋脚により区切られた区画ごとに、独立した倉庫を配置する。

(2)主な設備仕様

倉庫内は利用者が自由に使えるよう、棚などの付帯設備は設置しない。

また1棟の建物の内部を約15~20m²ほどの広さに分割し、各区画を独立した倉庫スペースとして利用できるようにする。

(3)その他の施設整備

- 駐車場 4~6台(2t車の利用あり)

- 各倉庫の周辺に荷解きスペース・手洗いスペースを確保する。

3 施設の利用・管理

倉庫全体の管理は区が行う。倉庫内の各区画について、区が町会・自治会等地域団体に利用希望を調査し、希望団体に対して区画ごとの貸出を行う。

倉庫の鍵および倉庫内の各区画の鍵は利用団体が管理することとし、当該団体が物品の出し入れなど必要な場合に自由に利用する方式を想定している。

E・F区画 スポーツ関連スペース

1 施設概略

子どもから高齢者まで、地域住民およびスポーツ団体が気軽に利用できる、フットサルコート・バスケットボールコートなどのスポーツ施設。

2 施設整備内容

(1)土地面積

約 3,500 m²

フィールドのほか管理棟 1 棟を整備する。

(2)主な設備仕様

	想定面積	仕様、設備	備考
フットサルコート	500 m ² × 2面	人工芝舗装 防球フェンス 天井ネットまでの有効高さ 5m程度	ゲートボールやグラウンドゴルフなどの 利用も可能とする。
バスケットボール コート	500 m ² × 1面	ダスト舗装 防球フェンス 天井ネットまでの有効高さ 5m程度	また、防音・吸音性能 を備えた施設とする。
管理棟	200 m ²	事務所、更衣室、倉庫、ト イレ、温水シャワー設備	

(3)その他の施設整備

- 駐車場 6~8台
- 駐輪場 30 台
- 敷地外へのボールの飛び出し防止設備
- 高架道路からの落下物対策（ネットの設置など）

3 施設の利用・管理

施設の利用は、団体利用を基本とし、「公共施設予約システム」による事前予約方式をとるとともに、施設・駐車場利用とも「練馬区スポーツ施設条例」に基づく使用料を徴収する。

利用人数は、年間 15,000 人程度と想定している。

施設運営にあたっては、「指定管理者制度」の導入を想定している。

G区画 地域交流スペース

1 施設概略

施設周辺の地域住民および地域団体が、各種イベントや防災訓練の会場など、多目的に活用できるスペース。

2 施設整備内容

(1)土地面積

約 1,000 m²

(2)主な設備仕様

	想定面積	仕様、設備	備考
地域交流スペース	400m ² ×2面	アスファルト整地 手洗い場	

(3)その他の施設整備

- ・駐車場 4~6台（各面 2~3台）
- ・ 高架道路からの落下物対策（ネットの設置など）

3 施設の利用・管理

施設の利用は、原則として誰でも自由に無料で利用できる方式とする。ただし地域団体等が目的を持って一定時間以上占用して利用する場合には、事前予約制とする。

利用人数は、1日あたり40人程度と想定している。

スペース全体の管理は区が行う。施設運営にあたっては、「地域住民で組織する団体に管理を委託する」方式を想定している。

全区画 歩行空間

1 施設概略

活用区間内の施設利用者等の交通安全を確保するため、全区画を通して歩行空間を整備するとともに、交差する区道には、各区画を相互に連絡する横断歩道の設置を検討する。

2 施設整備内容

(1) 全体延長距離

575m（歩行空間の有効幅員2m以上）

(2) 主な設備仕様

	面積	仕様、設備	備考
歩行空間	575m×2m	カラーアスファルト舗装等	練馬区まちづくり条例に基づく広場状空地やみどりを確保する用地として配置する。

(3) その他の施設整備

「歩行空間」周辺に、景観等に配慮するため、植栽帯を配置する。

3 施設の管理

「歩行空間」の管理は、各区画ごとに定められた管理者が行う。

VII 施設運営にあたっての留意事項

1 高架道路の保全

高速道路高架下空間への施設整備であることから、施設運営にあたっては、高架道路の点検等について、必要に応じて道路管理者とともに行うものとする。

2 効果的・効率的な運営

各施設運営にあたっては、利便性・サービスの向上や地域の活性化を図るため、施設の特性に応じて民間活力の導入や区民等との協働による運営を積極的に行う。

VIII 整備スケジュール

1 全体スケジュール

平成 25 年度は、活用予定区間の現況調査および各施設の設計作業を行う。

その後、機関の「道路占用許可」を取得するとともに、実施設計・整備工事等の作業を進め、平成 28 年度までに活用区間全体の施設を整備する。

2 平成 25 年度「各施設の設計作業」の進め方

各施設の設計作業を進めるにあたって、住民・施設利用者の意見を聞きながら検討するため、下記のとおり「施設建設懇談会」を設置する。

(1) 「施設建設懇談会」の設置形態

全体会のもとに、施設ごとに下記部会を設ける。

- 高齢者センター部会
- リサイクルセンター部会
- スポーツ関連スペース部会
- 地域交流スペース・倉庫部会

(2) 委員

関係団体委員および地域住民委員から構成

委員全員で「全体会」を構成する。各委員はどれか 1 つの部会委員となる。

一部会あたりの人数は 10 名程度を想定

① 関係団体等委員

各施設の利用団体や関係団体に委員就任を依頼する。

② 地域住民委員

周辺住民をはじめ区民等から公募する。

(3) 「施設建設懇談会」の検討事項

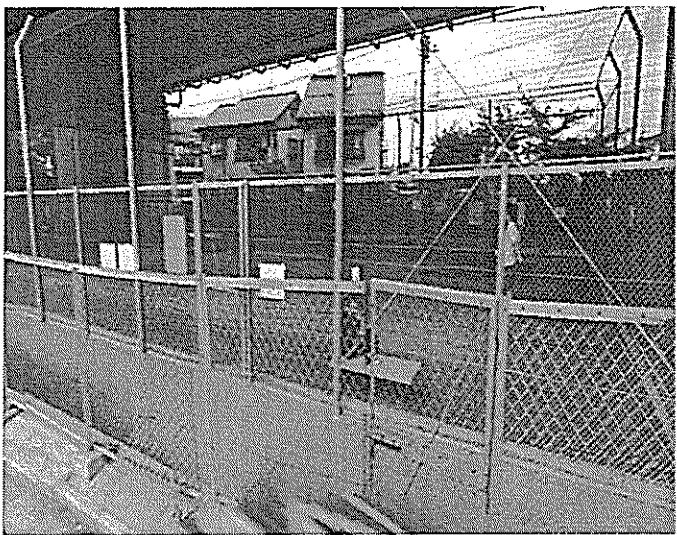
各施設の具体的整備内容について、設計作業と並行してご意見を伺う。

(4) 「施設建設懇談会」の設置期間

平成 25 年 5 月頃から平成 26 年 3 月頃まで。おおむね 11 か月程度を想定

高速道路高架下活用事例

関越下児童遊園



大泉町備蓄倉庫



びくに児童遊園



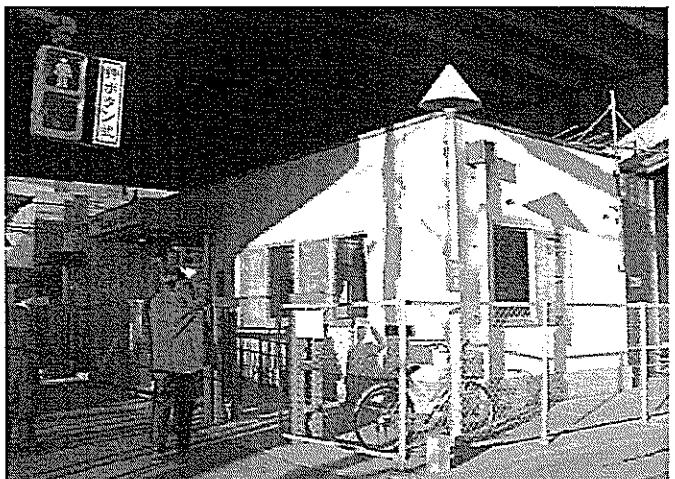
世田谷区立北烏山東敬老会館



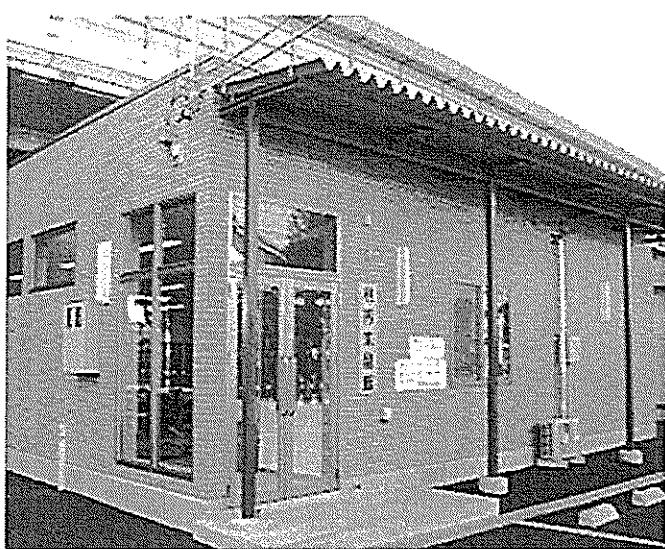
世田谷区立松葉山公園



世田谷区立北烏山地区体育室



調布市立リサイクル館



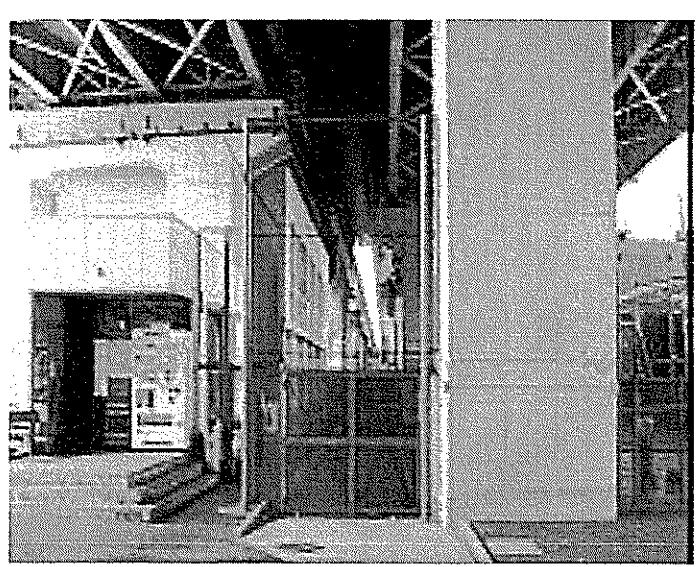
横浜市大熊スポーツ会館



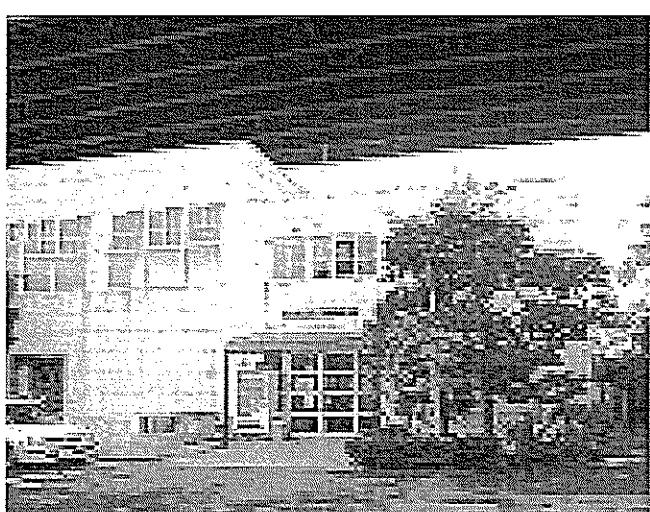
横浜市十日市場スポーツ会館



横浜市小机スポーツ会館



横浜市六浦スポーツ会館



横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館

